

議案第三十八号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第三項を削る。

第十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「、老年者控除額」を削る。

第二十一条の二第二項中「第四十八条の九の三」の下に「から第四十八条の九の六まで」を加える。

第四十四条第一項及び第二項中「第三十三号の二様式」を「第三十三号の四様式」に、「第三十三号の三様式」を「第三十三号の五様式」に改め、同条第三項中「第三十三号の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

附則第三条を削る。

附則第三条の二の見出しを「（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び

繰越控除」に改め、同条第一項を次のように改める。

所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条第四項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第三項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第三条の二第三項各号列記以外の部分中「第一項」を「第三項」に改め、同項第一号中「附則第三条の二第一項」を「附則第三条第三項」に、「居住用財産の譲渡損失」を「通算後譲渡損失」に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「第四十条の五第六項第三号」を「第四十一条の五第十二項第三号」に、「附則第三条の二第三項第一号」を「附則第三条第五項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「、第十条第一項又は第十二条第一項」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に、「、附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」を「」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とある

のは「合計所得金額（附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書

をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

附則第三条の二を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三条の二 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条の二第四項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第三項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただ

し、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条

第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第九条第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とある

のは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「第一項の申告書」とあるのは、「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

二 第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五の二第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第五項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第五項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」とする。

附則第十条第一項中「から同法第三十一条第一項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（」を「金額（」に、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、「第三十六条の二第三項（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条第六項（同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。）」を「又は第三十六条」に、「計算される当該特別控除額」を控除した金額（第四項第一号」を「同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「の百分の三・四に

相当する」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「による。」の下に「をいい、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十五条第五項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十一条第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「同項各号及び前条第二項」を「同項」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の三・四」を「百分の二・七」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改め、同号イを次のように改める。

イ 五十四万円

附則第十一条第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改める。

附則第十一条の二第一項中「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改める。

附則第十二条第一項中「次に掲げる金額のうちいずれが多い」を「課税短期譲渡所得金

額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第五項において準用する附則第十条第三項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の六に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「による。」の下に「をいい、附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」を加え、同条第三項中「同項第一号中「百分の九」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「控除した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「控除した金額」を「同項中「百分の六」とあるのは「百分の三・四」に改め、同条第四項後段を削り、同条第五項を次のように改める。

5 附則第十条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

附則第十三条第一項中「及び第二項」を削り、「、次項及び第三項並びに」を「から第三項まで及び」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める。

附則第十三条の二第一項中「所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者」に、「百分の三・四」を「百分の二」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第一項中「（第七項において「特定中小会社」という。）の同条第一項」を「の同項」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第七項中「当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に」を削り、「（その上場等の日に」を「の譲渡（法附則第三十条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものである）つて、その譲渡の日に」に、「ものに限る。」の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ」を「場合に限る」に改める。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定及び附則第二条第二項の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

第二条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十一

条並びに附則第三条の二及び第十三条の規定は、平成十七年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十六年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十八条の規定は、平成十八年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十七年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第三条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る区民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る区民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る区民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る区民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十一条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う

同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る区民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた改正前の杉並区特別区税条例（以下「旧条例」という。）附則第十一条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る区民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十二条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る区民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る区民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十四条第七項の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年四月一日以後に行う同項に規定する特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、同日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧条例附則第十四条第七項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

8 平成十七年度分の区民税に限り、平成十七年一月一日現在において、区内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で区内に住所を有するものに係る新条例第十四条の規定の適用については、同条中「三千元」とあるのは、「千五百円」とする。

（提案理由）

土地又は建物等の譲渡所得に係る税率を引き下げる等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者 (法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第二号に該当する者にあつては、第三十七条の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者、未成年者、年齢六十五歳以上の者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者 (法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第二号に該当する者にあつては、第三十七条の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者、未成年者、<u>老年者</u>、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 区内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で区</p>	<p>3 区内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で区</p>

(所得控除)

第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十
四条の二第一項の各号のいずれか又は同条
第二項に掲げる者に該当する場合において
は、同条第一項から第十二項までの規定に
より、雑損控除額、医療費控除額、社会保
険料控除額、小規模企業共済等掛金控除
額、生命保険料控除額、損害保険料控除
額、寄附金控除額、障害者控除額
、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控
除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、
扶養控除額又は基礎控除額を、その者の前
年の所得について算定した総所得金額、退
職所得金額又は山林所得金額から控除す
る。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第二十一条の二 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同

内に住所を有する者に対しては、均等割を
課さない。

(所得控除)

第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十
四条の二第一項の各号の一 又は同条
第二項に掲げる者に該当する場合において
は、同条第一項から第十二項までの規定に
より、雑損控除額、医療費控除額、社会保
険料控除額、小規模企業共済等掛金控除
額、生命保険料控除額、損害保険料控除
額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者
控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控
除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、
扶養控除額又は基礎控除額を、その者の前
年の所得について算定した総所得金額、退
職所得金額又は山林所得金額から控除す
る。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第二十一条の二 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同

項の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該控除しきれなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該者の未納に係る徴収金に充当する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第四十四条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から十五日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の四様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の五様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならぬ。

項の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該控除しきれなかつた金額は、令第四十八条の九の三に定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該者の未納に係る徴収金に充当する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第四十四条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から十五日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の一様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の三様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならぬ。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の四様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の五様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から三十日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の四様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十四号様式による申告書を区長に提出しな

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の二様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の三様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から三十日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十三号の二様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第三十四号様式による申告書を区長に提出しな

ければならない。

4 略

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条第四項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第三項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限り

ければならない。

4 略

附 則

第三条 削除

(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)

第三条の二 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第二項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「控除適用譲渡損失金額」という。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該控除適用譲渡損失金額に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の五第三項第一号に規定する買換資産に係る同条第三項第二号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合で、当該居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について法

でない。

附則第四条の二第二項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第三項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、当該納税義務者が当該年度以前の年度分の区民税について当該控除適用譲渡損失金額が生じた年の前年以前の年において生じた法附則第四条の二第二項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規

2| 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3| 所得割の納税義務者の前年前三年内の年

定の適用を受ける場合又は受けている場合を除き、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

に生じた法附則第四条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記

4 | 附則第九条第一項

載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

2 | 附則第九条第一項、第十条第一項又は第

の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）とし、附則第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）とする。

十二条第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

5 | 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条第三項に規定する通算後譲渡損失」とあるのは「、第一項の申告書」とあるのは「、第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。
- 二 第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十条の五第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条第五項第一号の規定により

3 | 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条の二第一項に規定する居住用財産の譲渡損失」とあるのは「、第一項の申告書」とあるのは「、第一項の申告書又は同条第一項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。
- 二 第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十条の五第六項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第三項第一号の規定により

読み替えて適用される前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条第五項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」とする。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三条の二 所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条の二第四項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第三項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財

読み替えて適用される前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第三項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」とする。

産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2| 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3| 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において

控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（区長においてやむを得ない事情がある）と認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義

務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 | 附則第九条第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条の二第一項の規定の適用がある場合における

る前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 | 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 | 第二十四条第五項の規定の適用については、同項中「純損失または雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第三条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「第一項の申告書」とあるのは「第一項の申告書又は同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める

申告書」とする。

二 第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十条の五の二第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第五項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「、第三項若しくは第四項又は附則第三条の二第五項第一号の規定により読み替えて適用される前条第五項」とする。

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）
第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）
第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該

譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、

長期譲渡所得

の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条

の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額

譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第三項（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条第六項（同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）を控除した金額（第四項第一号

につき第三項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三・四に相当する金
 額に相当する区民税の所得割を課する。

の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する区民税の所得割を課する。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百六十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額

2 | 平成十二年度から平成十六年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項の規定

2 | 前項に規定する長期譲渡所得の金額と

は、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十五条第五項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 | 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡

により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する区民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する額とする。

3 | 第一項に規定する長期譲渡所得の金額と

は、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）

4 | 略

をいう。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡

した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相

した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年年度から平成十六年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項各号及び前条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相

当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・七に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 五十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する金額

2

前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に

当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の三・四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百三十六万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の四に相当する金額

2

前項の規定は、昭和六十三年年度から平成十六年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に

係る課税長期譲渡所得金額に対して課する
 区民税の所得割について準用する。この場
 合において、当該譲渡が法附則第三十四條
 の二第七項の規定に該当することとなる場
 合においては、当該譲渡は確定優良住宅地
 等予定地のための譲渡ではなかつたものと
 みなす。

3

第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條まで、第三十六條の二、第三十六條の五から第三十七條まで、第三十七條の四から第三十七條の七まで、第三十七條の九の二又は第三十七條の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

係る課税長期譲渡所得金額に対して課する
 区民税の所得割について準用する。この場
 合において、当該譲渡が法附則第三十四條
 の二第七項の規定に該当することとなる場
 合においては、当該譲渡は確定優良住宅地
 等予定地のための譲渡ではなかつたものと
 みなす。

3

第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第三十四條の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項
 の規定の適用を受けるときは、
 当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一条の二 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第十条

第一項

の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一及び二 略

2 略

（短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十二条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十一条の二 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第十条

第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同条第一項各

号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一及び二 略

2 略

（短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第十二条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合

項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第五項において準用する附則第十条第四項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。）の百分の九に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額から所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額（前年中の同条第一項に規定する譲渡所得で附則第十条第一項及び本項の規定に該当しないものの金額の計算上控除される金額があるときは、当該金額を控除した残額）を控除した残額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当

- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第一項に規定する譲渡所得で法附則第三十五条第三項に規定するものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分

- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう。
- 3 第一項に規定する譲渡所得で法附則第三十五条第三項に規定するものに係る第一項の規定の適用については、同項第一号中

の六」とあるのは「百分の三・四

」とする。

4 第一項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第一項の計算を行うものとする。

「百分の九」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「控除した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「控除した金額」とする。

4 第一項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第一項の計算を行うものとする。

この場合において、当該その他の部分の金額に係る同項第二号の規定の適用については、同号中「当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額」とあるのは、「課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部分の金額から当該特別控除額を控除した残額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額」とする。

5 | 附則第十条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の

5 | 附則第十条第四項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とあるのは「附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、「租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の

規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項に定めるところにより計算した金額（以下本項から第三項まで及び次条第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2
5
略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所

規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項及び第二項に定めるところにより計算した金額（以下本項、次項及び第三項並びに次条第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2
5
略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の二 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、前条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の二第二項から第四項までに定めるところにより計算した金額（以下本条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する額とする。

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、前条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の二第二項から第四項までに定めるところにより計算した金額（以下本条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する額とする。

2 | 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げ

2 | 前項の 規

定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十四条 租税特別措置法第三十七条の第十三
第一項に規定する特定中小会社の同項

に規定する特定株式（以下本条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。）により取得（法附則第三十五条の三第一項に規定する

る上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の三・四」とあるのは、「百分の二」とする。

3 | 前項の規定により適用される第一項の規

定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十四条 租税特別措置法第三十七条の第十三
第一項に規定する特定中小会社（第七項に

おいて「特定中小会社」という。）の同条第一項に規定する特定株式（以下本条において「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。）により取得（法附則第三十五条の三第一項に規定する

取得をいう。以下本条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第十八条の六第一項に規定する者を除く。以下本条において同じ。）について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第一項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2
6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、

取得をいう。以下本条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第十八条の六第一項に規定する者を除く。以下本条において同じ。）について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第三十五条の三第一項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2
6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該

当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第十三項に定める期間が三年を超える場合に限る

特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日に

において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第十三項に定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限

。) をした場合
における附則第十三条第一項の規定の適用
については、当該譲渡による同項に規定す
る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該
特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲
渡所得等の金額として令附則第十八条の六
第十四項に定めるところにより計算した金
額の二分の一に相当する金額とする。

。) をした場合
における附則第十三条第一項の規定の適用
については、当該譲渡による同項に規定す
る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該
特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲
渡所得等の金額として令附則第十八条の六
第十四項に定めるところにより計算した金
額の二分の一に相当する金額とする。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	関係条項	適用関係												
特別区民税	<p>1 生計同一の妻の均等割の非課税措置及び老年者控除の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 区内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で区内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止する。 	区税条例第 11 条 地方税法第 295 条	平成 17 年度分から適用 (平成 17 年度分に限り、税率は 1,500 円)												
	<ul style="list-style-type: none"> 老年者控除の廃止 老年者控除 (48 万円) を廃止する。 	区税条例第 18 条 地方税法第 314 条の 2	平成 18 年度分から適用												
	<p>2 居住用財産の譲渡損失の繰越控除の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の改正 適用期限を 3 年延長したうえ、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う譲渡資産の譲渡について、譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外するとともに、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡による所得以外の所得との通算及び翌々年度以後の繰越しを認める。 	区税条例附則第 3 条 地方税法附則第 4 条	平成 17 年度分から適用												
	<ul style="list-style-type: none"> 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設 平成 16 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの間に、所有期間 5 年超等の特定の居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失があるときは、その譲渡損失の金額 (当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の残高から当該譲渡の対価の額を控除した残高を限度とする。) について当該譲渡による所得以外の所得との通算及びその年の翌々年度以後 3 年度分 (合計所得金額が 3,000 万円以下である年度分に限る。) の総所得金額等からの繰越控除を認める制度を創設する。 	区税条例附則第 3 条の 2 地方税法附則第 4 条の 2	平成 17 年度分から適用												
<p>3 土地又は建物等の譲渡所得に係る課税の特例等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得に係る課税の特例の改正 100 万円特別控除を廃止し、譲渡益に対する税率を次のように引き下げるとともに、長期譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、土地又は建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととする。 <table border="1" data-bbox="220 1883 1045 2063"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 (特別控除後の譲渡益)</th> <th colspan="2">現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> <tr> <th>12 年度 ~ 16 年度</th> <th>17 年度以後</th> <th>17 年度以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,000 万円以下</td> <td rowspan="2">4%</td> <td>4%</td> <td rowspan="2">3.4%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超</td> <td>5.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (特別控除後の譲渡益)	現 行		改 正 案	12 年度 ~ 16 年度	17 年度以後	17 年度以後	4,000 万円以下	4%	4%	3.4%	4,000 万円超	5.5%	区税条例附則第 10 条 地方税法附則第 34 条	平成 17 年度分から適用
区分 (特別控除後の譲渡益)		現 行		改 正 案											
	12 年度 ~ 16 年度	17 年度以後	17 年度以後												
4,000 万円以下	4%	4%	3.4%												
4,000 万円超		5.5%													

税目	改正内容	関係条項	適用関係
特別区民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の改正 次のように税率を引き下げたうえ、その適用期限を5年延長する。 <p><改正案> 譲渡益2,000万円以下の部分 2.7% 譲渡益2,000万円超の部分 3.4%</p> <p>収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例等を適用した場合には、この軽減税率は適用しない。</p> <p><現行> 特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分 3.4% 特別控除後の譲渡益4,000万円超の部分 4%</p>	区税条例 附則第11条 地方税法 附則第34条の2	平成17年度分から適用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期譲渡所得に係る課税の特例の改正 次のように税率を引き下げるとともに、短期譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、土地又は建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととする。 <p><改正案> 特別控除後の譲渡益の6%相当額(ただし、国等に対する譲渡については、特別控除後の譲渡益の3.4%相当額)</p> <p><現行> 特別控除後の譲渡益の9%相当額又は全額総合課税した場合の上積税額の110%相当額のいずれか多い方の税額(ただし、国等に対する譲渡については、特別控除後の譲渡益の4%相当額又は全額総合課税した場合の上積税額のいずれか多い方の税額)</p>	区税条例 附則第12条 地方税法 附則第35条	平成17年度分から適用
4	<p>株式に係る譲渡所得等に係る課税の特例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等に係る譲渡所得等に係る税率の引下げ 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を「4%」から「3.4%」に引き下げる。 	区税条例 附則第13条 地方税法 附則第35条の2	平成17年度分から適用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の改正 特例の対象となる特定株式の要件を次のように緩和する。 <p><改正案> 譲渡の日において同日前3年超所有するもの</p> <p><現行> 上場等の日において同日前3年超所有するもの</p>	区税条例 附則第14条 地方税法 附則第35条の3	平成17年度分から適用